

議案第 1 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

平成 22 年 3 月 31 日をもって組合立国保成東病院及び鴨川市南房総市環境衛生組合が解散されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 22 年 2 月 26 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

平成 22 年 3 月 31 日をもって組合立国保成東病院及び鴨川市南房総市環境衛生組合が解散されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び当該組合規約の一部改正について、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求めるものである。

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合同規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「香取市東庄町病院組合 組合立国保成東病院 国保国吉病院組合」を「香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合」に、「安房郡市広域市町村圏事務組合 鴨川市南房総市環境衛生組合 長生郡市広域市町村圏組合」を「安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合」に改める。

別表第2 共同処理する団体の欄中「香取市東庄町病院組合 組合立国保成東病院 国保国吉病院組合」を「香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合」に、「安房郡市広域市町村圏事務組合 鴨川市南房総市環境衛生組合 長生郡市広域市町村圏組合」を「安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合」に改める。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。